

実行する様報告すること

被服改善並に外套全員支給の件

淀橋支部提出

理由

現在我等従業員に貸與されつゝ有る紺色半袖服は二年前に渡つて僅に一着である此の貸與されし一着の服も我等従業員が出来得るだけ大切に着用しては事の上二ヶ年は悪か一ヶ年も満足に使用に耐えなないのである本年の如き一昨年支給されし靴の擦り初れ不完全なる靴紐に於ては破損白濁変色汗ホコリに伴ふ洗濯の擦り品も裁等は修繕し辛かじり着用して居る跡も有様である修繕し着用出来得るは上等の部類に属し被服良悪如何に依つては全く使用能ざる物が大部分を占めて居ると云つても事言てはならない

被服

此等使用に耐へる被服を貸與されし従業員は止むなく時季はづれに白服或は冬服又は私服を着用せねばならぬ有様である「集配人職務心得第十大條に集配人には制服を貸與するに付職務中は必ず之を着用すべし」とある之等規則に服従せば我等従業員は乞食と等しき服装をせねばならぬ如上の次第をれば我等従業員に毎年完全なる紺色半袖服を支給されん事を望む次に待遇改善の現れとして昨季外套が若干支給された本年冬期に於ては従業員全員に此の外套を支給されん事を望む

靴料増額の件

理由

巣鴨支部提出